



## 退職後の互助組合の制度「退職医療制度」の御案内!

互助組合  
(082)228-1386

互助組合では、退職後も安心して生活できるよう組合員の相互扶助による「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費の自己負担を軽減する医療費等の給付や人間ドック助成などの福祉事業を実施しています。

退職時に互助組合員であった人で、退職日の翌日の満年齢が満45歳以上の方が加入できます。

県職員、警察職員及び市町職員の互助会にはない制度で、令和2年度末時点で8,846人が加入されています。

### 【主な事業例】

療養補助金	<p>病院・薬局などの保険医療機関にかかられた場合、<b>医療費総額の2割を70歳に達する年度末まで補助</b>します。</p> <p>※ 自己負担額が医療費総額の2割を下回る場合は、自己負担額を限度として支給します。 (例)総医療費が10,000円で、窓口自己負担額が3,000円(3割)の場合、<b>療養補助金を請求されると2,000円(2割)を支給</b>します。</p> <p>※ 健康保険適用の医療費が対象で、医療機関ごとに月最高63,600円を限度として給付します。</p> <p>&lt;現況&gt;令和2年度(1年間)の給付総額は111,466千円で、毎月の1人当たりの給付額は<b>21,000円程度</b>でした。</p>
人間ドック助成	<p>1日人間ドック<b>健診料金の一部(17,000円)を助成</b>します。</p> <p>※ 県内18ヶ所の健診機関で受診することができます。</p> <p>&lt;現況&gt;多くの組合員が<b>定期的な人間ドックの受診</b>によって、<b>病気の早期発見・早期治療</b>で健康を維持されています。</p>
入院助成金	<p>引き続き7日以上入院した場合、<b>1日1,000円を助成</b>します。</p> <p>※ 1会計年度につき、合計60日間60,000円を限度とします。</p> <p>&lt;現況&gt;高齢の組合員は<b>入院の頻度が高くなり、複数回・数年にわたり助成金を受け</b>られています。</p>
慶 祝 金	<p>70歳以上の長寿年齢到達時に支給します。</p> <p>※ 古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿に<b>10,000円～50,000円を支給</b>します。</p> <p>&lt;現況&gt;組合員の<b>平均年齢は78.7歳で、最高齢は107歳</b>の御長寿です。</p>
研 修 旅 行	<p>互助組合が企画した国内研修旅行に退職医療組合員と家族1名で参加できます。</p> <p><b>参加費用の一部(組合員5,000円又は8,000円、家族3,000円又は4,000円)を助成</b>します。</p> <p>※ <b>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止</b>します。</p>
健 康 記 念	<p>「療養補助金」を<b>70歳に達する年度末まで受給しなかった場合に3万円を支給</b>します。</p>
死 亡 弔 慰 金	<p>退職医療組合員が死亡したときに、<b>加入期間に応じて2～20万円を支給</b>します。</p>

「療養補助金」と「健康記念」を除く事業は終身御利用いただけます。

その他、広報紙を発行し、事業のお知らせや人間ドック等の募集を行っています。

加入については、「退職医療組合員申出書」及び「退会給付金請求書」を**退職日から30日以内に互助組合へ提出**してください。掛金は、退職時の年齢に応じた金額を御加入時に一括納入していただきます。

### <注意>

- 各組合員の療養補助金の受給額は、**健康状況等によって大きく違う**場合があります。
- この事業の**財源は、新規加入者の納入する掛金とその運用収益**であるため、安定運営に努めますが、加入者数の減少や超低金利等の影響で**加入時の事業内容の見直し等**を行う場合があります。